

## 令和 8 事業年度 流行初期医療確保措置関係業務事業計画

令和 8 事業年度における流行初期医療確保措置関係業務の事業計画は、次のとおりとする。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 36 条の 14 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、保険者等（同条第 1 項に規定する保険者等をいう。以下同じ。）から流行初期医療確保拠出金等（同条第 3 項に規定する流行初期医療確保拠出金等をいう。以下同じ。）を徴収し、法第 36 条の 13 の規定に基づき、都道府県に対し、流行初期医療確保交付金（同条に規定する流行初期医療確保交付金をいう。以下同じ。）の交付を行う。

法第 36 条の 9 第 2 項の規定により都道府県知事から委託を受けて、流行初期医療確保措置に係る事務を行う。この場合においては、都道府県に対する流行初期医療確保交付金を、対象医療機関（同条第 1 項に規定する対象医療機関をいう。以下同じ。）への流行初期医療の確保に要する費用の支給に充てるとともに、法第 36 条の 11 に規定する都道府県が負担すべき流行初期医療確保措置に要する費用（以下単に「都道府県負担金」という。）及び同条に規定する流行初期医療確保措置に関する事務の執行に要する費用（以下単に「都道府県事務費」という。）を徴収する。

- (1) 毎年度の事業として、医療協定等措置（法第 36 条の 9 第 1 項に規定する医療協定等措置をいう。以下同じ。）をその内容に含む法第 36 条の 3 第 1 項の規定による医療措置協定を締結した医療機関における診療報酬等の情報を蓄積するためのシステム稼働及び維持管理を行う。

当該事業の費用に充てるため、都道府県事務費として、48,602 千円を都道府県から徴収することを予定している。

- (2) 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われた日の属する月から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 10 年政令第 420 号）第 9 条の 2 で定める期間が経過する日の属する月までの期間の事業として、対象医療機関に対し、流行初期医療の確保に要する費用を支給する。

当該事業の費用に充てるため、都道府県から都道府県負担金及び都道府県事務費を、保険者等から流行初期医療確保拠出金及び流行初期医療確保関係事務費拠出金を徴収する。